

相続開始と同時に当然に 相続分に応じて分割されない債権

弁護士 井上 博隆

1、はじめに

預金のような金銭債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割され、遺産分割手続を経ることなく、各相続人に相続分に応じて帰属するとされている（最判昭29.4.8民集8巻4号819頁、最判平10.6.30民集52巻4号1225頁他）。¹

これは、分割債権であることを根拠にしている。²

最近、株式、投資信託受益権、個人向け国債等について、分割債権であることを否定し、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるのではなく、遺産分割手続が必要であるとした最高裁判決が出ているので、預金と同様に、金銭債権との類似性から、当然分割になると考えるむきもないとはいえないことから、整理してみた。

2、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されない債権

(1) 株式

最判は、株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、株主は、株主たる地位に基づいて、剰余金の配当を受ける権利（会社法105条1項1号）、残余財産の分配を受ける権利（同項2号）などのいわゆる自益権と、株主総会における議決権（同項3号）などのいわゆる共益権とを有するので、このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないとする（最判昭45.1.22民集24巻1号1頁、最判平26.2.25判時2222号53頁）。

(2) 委託者指図型投資信託受益権³

従前見解が分かれていたが、前掲最判平26.2.25は、「委託者指図型投資信託受益権は、委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律2条1項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、これは、口数を単位とするものであって、その内容として、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権（同法6条3項）と

いう金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権（同法15条2項）等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている。このような権利の内容及び性質に照らせば、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」とする。⁴

(3) 外国投資信託に基づく受益権

前掲最判平26.2.25は、「外国投資信託は、外国において、外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するものであり（注3参照）、上記投資信託受益権の内容は、必ずしも明らかではない。しかし、外国投資信託が同法に基づき設定される投資信託に類するものであることからすれば、委託者指図型投資信託に係る信託契約に基づく受益権と同様、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものとする余地が十分にあるというべきである。」とする。

(4) 委託者指図型投資信託の受益権につき、共同相続開始後に発生した元本償還金、収益分配金

最判平26.12.12金判1458号16頁は、前記(2)の最判平26.2.25の委託者指図型投資信託の受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないという判決を受けて、「その元本償還金又は収益分配金の交付を受ける権利は上記受益権の内容を構成するものであるから、共同相続された上記受益権につき、相続開始後に元本償還金又は収益分配金が発生し、それが預り金として上記受益権の販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合にも、上記預り金の返還を求める債権は当然に相続分に応じて分割されることはない。」と判断している。

(5) 個人向け国債

前掲最判平26.2.25は、「個人向け国債の発行等に関する省令2条に規定する個人向け国債について、個人向け国債の額面金額の最低額は1万円とされ、その権利の帰属を定めることとなる社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録は、上記最低額の整数倍の金額によるものとされており（同令3条）、取扱機関の買取りにより行われる個人向け国債の中途換金（同令6条）も、上記金額を基準として行われるものと解される。そうすると、個人向け国債は、法令上、一定額をもって権利の単位が定められ、1単位未満での権利行使が予定されていないもの

というべきであり、このような個人向け国債の内容及び性質に照らせば、共同相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」とする。

(6) 旧郵便局の定額貯金債権⁵

最判平22.10.8民集64巻7号1719頁は、旧郵便貯金法は、定額郵便貯金につき、「一定の据置期間を定め、分割払戻しをしないとの条件で一定の金額を一時に預入するものと定め(7条1項3号)、預入金額も一定の金額に限定している(同条2項、郵便貯金規則83条の11)。同法が定額郵便貯金を上記のような制限の下に預け入れられる貯金として定める趣旨は、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、預入金額を一定額に限定し、貯金の管理を容易にして、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにある。ところが、定額郵便貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記条件が付されている以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。これらの点にかんがみれば、同法は同債権の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。そうであれば、同債権の最終的な帰属は、遺産分割の手続において決せられるべきことになる。」としている。⁶

3. コメント

(1) 2の最判は、金銭債権類似の債権について、従前見解の分かれていたものに終止符を打つものである。

株式と投資信託受益権は、金銭債権以外の権利と性質を含んでいることを理由に(但し、株式は議決権を強調するのに対し、投資信託では帳簿閲覧謄写請求権を強調する)、投資信託受益権の相続開始後に発生した元本償還金や収益分配金は、投資信託受益権の内容を構成するものであることを理由に、当然に相続分に応じて分割されないとしている。

一方、個人向け国債や定額貯金債権は、金銭債権ではあるものの、法律的に一定額をもって権利の単位が定められていること等から当然に相続分に応じ

て分割されることはないとしている。

(2) 従前、投資信託について商品設計により、MMFやMRFのように換価時期選択の自由の保障や普通預金類似の機能が重視されている場合には、「預金債権に近いものとして取り扱うのが妥当とする。」とするものがあった。⁷

しかし、前掲最判平26.2.25は、法律上監督的機能を有する権利が含まれていることから分割債権性を否定しており、例外的場合に言及していないことから商品設計が考慮される余地は非常に小さくなったといえることができる。⁸

今後は、実務でも当然に相続分に応じて分割されることはないものとして扱われると考えられる。

(3) 2の最判の事例は、いずれも法令により権利の内容及び性質が規律されているものであるが、契約によって同様の権利の内容及び性質を創設した場合にも同じように解することができるかは不明である。⁹

(4) 委託者指図型投資信託の受益権につき、共同相続開始後に発生した元本償還金、収益分配金について、前記最判平26.12.12は、「受益権の内容を構成するものである」ことを理由に当然に相続分に応じて分割されることはないと判断している。

ア 相続開始後遺産に変動があったときは、分割時まで代償財産が存在する場合は遺産分割の対象とするというのが通説である。そして、相続開始後、相続人による遺産の処分行為がある場合は、処分行為の対価は、相続人間で遺産分割の対象とする合意がない限り、遺産分割の対象とはならないが、相続人による遺産の処分行為以外の原因によって代償財産が生じる場合は、可分債権でも当然に遺産分割の対象になると解するのが多数である。¹⁰

前記最判平26.12.12は、元本償還金について、この多数説にならっていると考えられる。

イ 一方、遺産からの収益や果実については、従前、遺産ではなく、各相続人がその相続分に応じて取得する共有財産であるが、相続人全員が遺産分割の対象に含めることを合意した場合に限り、遺産分割の対象とするとするのが、最近の家裁実務で定着しつつある見解であるとされてきた。¹¹

しかし、前記最判平26.12.12は、収益分配金についても、受益権の内容を構成するものとして遺産と一体をなすものにとらえ、当然に相続分に応じて分割されることはないと判断しており、前記見解を否定しているようである。この点で、家裁

実務は変更を迫られるように思われる。

ウ この点で、検討する必要のある事例が、最判平17.9.8民集59巻7号1931号である。この判決は「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。」と判示している。この事例は、相続人全員が相続不動産から生じる賃料等を、遺産分割によりその帰属が確定した時点で清算することとして、それまでの期間、賃料等を管理する銀行口座を開設していた事例である。

この最判平17.9.8と前記最判平26.12.12との関係をどのように解釈すべきであろうか。最判平17年は、相続人が使用管理した場合に、分割単独債権となり、一方、最判平26年は、最判平17年のように相続人の行為がない場合についての判断と解すべきであろうか。そうすると、相続人の行為なくして発生した株式配当金や定額貯金の利息も遺産と一体をなすものとして分割単独債権とはならないと考えられる。¹²

(5) なお、株式とは異なり、信用金庫の出資持分は、会員の死亡は法定脱退事由とされており(信用金庫法17条1項2号)、出資持分は相続財産には含まれず、同法14条で出資持分は相続人全員が同意する場合は、相続人のうち一人が被相続人の持分を承継して加入できるとされている。したがって、相続人全員の同意が得られない場合は、同法18条1項に基づく持分払戻請求権が相続財産となり、「払戻請求権を行使した場合の具体的な金額が定まっていれば、各相続人がそれぞれ法定相続分に応じて債権を行使することも可能と考えられる」とされている。¹³

1 預金債権のような金銭債権も、説は分かれるが、相続人全員の明示または黙示の合意がある場合は、遺産分割の対象となるとされている。加藤祐司「遺産分割の対象となる財産の範囲」野田・梶村総編集「新家族法体系第3巻相続 [I] 一相続・遺産分割」228頁 新日本法規出版(株) 平成20年。実務では、「遺産分割調停では、相続人から預金債権を分割の対象としないという積極的な申出がない限り、そのまま分割対象に含めて手続を進めている例が多いと思われる。」とされている。また、「遺産分割審判手続でも分割対象に含める合意が成立すれば、分割対象に含めて審理する。」とされている。片岡・管野編著「新版家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務」139頁 日本加除出版(株) 平成25年

2 現金は、当然に分割されない(最判平4.4.10裁判集民事164号285頁、前掲最判平10.6.30)。金銭債権が、遺産分割まで権利関係が確定しないと債務者との関係で法律関係が複雑になること、民法427条が原則として等しい割合で権利を有するとしているのに対し、現金は、相続人間での権利関係として理解すれば足りること、当然分割されるとすると、先に分けられることになり、遺産分割の実務からは異質の感があること、民法427条のような規定がなく遺産の共有の法律論をそのまま当てはめれば良いことが理由とされている。前掲片岡・管野編著 142頁。

3 投資信託は、投資者から集めた資金を信託の形式で運用しその成果を投資者に分配する制度であり、投資信託及び投資法人に関する法律に規定されている。この法律において「投資信託」とは、委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいうとされている(2条3項)。また、「外国投資信託」とは、外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するものをいうとされている(2条24項)。
委託者指図型投資信託は、投資信託委託会社と信託銀行が、委託会社を委託者、信託銀行を受託者とする信託契約を締結する。委託会社は、信託契約に基づいて発生した受益権を均等に分割し、通常は販売会社を通じて投資家に販売する(前掲判時2222号53頁)

4 従前の見解、裁判例について、中田裕康「投資信託の共同相続一補論とともに」33頁以下 金融法務研究会「近時の預金等に係る取引を巡る諸問題」金融法務研究会報告書(25)2015年1月、前掲片岡・管野編著 168頁以下参照。

5 郵便貯金法は、平成19年10月1日施行の「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により廃止されたが、整備法附則5条によって旧郵便貯金法7条等の規定は引き続き効力を有するとされ、定額郵便貯金は従前と同じ扱いがされている。

6 この結果、実務上、「遺産分割調停では、相続人の一人を払戻請求の代表者と定め、他の相続人が払戻に必要な協力をする旨の合意を成立させている。このような合意ができないときは、調停手続のみならず、遺産分割審判の主文においても、相続人の一人に一口座を取得させた上、審判確定後、一定期間内に代償金として他の相続人への金銭支払いを命ずることになろう。」とされている。前掲片岡・管野編著145頁。

7 「MMF・MRF以外の投資信託においても、共同相続人の一部からの法定相続分に基づく解約金の請求に応じている銀行等も存在しているようである。…遺産分割調停の場面では、無用な混乱を避けるため、できる限り一商品を一人の相続人に帰属させることが望ましい。」とされている。前掲片岡・管野編著174頁。

8 前掲中田49頁。

9 前掲中田49頁は「なお留保されていると考えられる。」とする。

10 松原正明「遺産の代償財産」判タ1100号338頁2002年、前掲加藤祐司228頁、潮見佳男「代償財産」新版注釈民法(27)相続(9)[補訂版]平成25年。最判昭54.2.22家月32巻1号149頁は、共有持分権を有する共同相続人全員によって売却された不動産は遺産分割の対象である相続財産から逸出するとともに、その売却代金は、これを一括して共同相続人の一人に保管させて遺産分割の対象に含める合意をするなどの特別の事情がない限り、相続財産には加えられず、共同相続人が各持分に応じて個々にこれを分割すべきものであるとしている。

11 前掲松原「遺産からの果実・収益」340頁、前掲加藤祐司 229頁、前掲潮見「相続財産から生じた果実」312頁

12 前記2(6)の定期貯金に関する最判平22も「利子を含めた債権額の計算が必要となる事態を生じかねず」としていることから分割単独債権とはならないと考えているものと考えられる。ただし、松並重雄「共同相続に係る不動産から生ずる賃料債権の帰属と後にされた遺産分割の効力」最判解説民事篇平成17年度573頁は、前掲最判平成17年について、「本判決は、遺産から生ずる金銭債権等の可分債権(株式配当請求権等)にそのまま妥当するものである」としている。

-
- 13 麻生祐介「持分の一部相続」平野編著「改訂信用金庫法の実務相談」205頁（株経済法令研究会 2011年）